

資料

アメリカ法判例研究（4）

アメリカ最高裁研究会
(代表者 宮川成雄)

再販売価格維持の違法性基準を当然違法から合理の原則に変更

—Leegin Creative Leather Products v. PSKS, 127
S.Ct. 2705 (2007)—

藤野仁三

2003年連邦「一部出生中絶」禁止法の合憲性

—Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct. 1610 (2007)—

小竹聰

連邦環境保護庁の温室効果ガス排出規制権限

—Massachusetts v. Environmental Protection Agency,
549 U.S. 497 (2007)—

大坂恵里

再販売価格維持の違法性基準を当然違法 から合理の原則に変更

—Leegin Creative Leather Products v. PSKS, 127

S.Ct. 2705 (2007) —

1 事 実

上告人（以下「Leegin」と呼ぶ）は、皮革製品や装身具を開発・製造し、1991年に Brighton 商標付の女性用ベルトを販売した。以来、多数の女性向け商品が開発され、Brighton ブランドで全国のブティックや高級小売店で販売された。Leegin は、Brighton 商品については Wal-Mart などの大型量販店ではなく、専門店でのきめ細かな店頭販売を維持する方針を掲げていた。

被上告人（以下「PSKS」と呼ぶ）は、テキサス州で Kay's Closet という婦人服店を経営していた。1995年に Brighton 商品を仕入れ、販売を開始した。PSKS は次第に Brighton 商品の販売に力を入れ、同商品の売上げが PSKS の総売上げの 5 割弱を占めるようになった。

Leegin は1997年、「値引き防止キャンペーン」を計画し、ブランド維持のため Brighton 商品は専門店にだけ卸すこと、小売店のマージンを引き上げること、値引販売はブランドイメージを壊すので推奨価格 (suggested price) より安い価格で Brighton 商品を販売する小売店には商品を卸さないことを方針にした。その方針は Brighton 商品の取扱店全てに書面で伝えられた。

翌98年、Leegin は「中核店計画」(Heart Store Program) を立ち上げ、推奨価格での販売に同意した小売店を中核店に指定することにした。PSKS も推奨価格販売に同意したので中核店の指定を受けた。その後の Leegin 社員による現地調査の結果、PSKS の店舗は中核店としては相応しくないことが判明し、両社間の協議を踏まえ、PSKS の中核店指定は取り消された。しかし PSKS はその後も Brighton 商品販売を継続し、販売額は増加した。

2002年に Leegin が調査したところ、PSKS が Brighton 商品を20%値引いで販売していることが判明した。Leegin は PSKS に対して値引き販売の中止を求めたが、PSKS は周辺の小売店による値引販売への対抗上止むを得ないと主張し Leegin の要求を拒否し、割引販売を継続した。Leegin は Brighton 商

品のPSKSへの販売を停止した。

売れ筋のBrighton商品の仕入れが途絶えたことによりPSKSの売上は大幅に減少した。PSKSは、Leeginが小売店に推奨価格で販売することを求めた協定は反トラスト法に違反するとしてLeeginを相手取りテキサス東部地区連邦地裁に訴えた。Leeginは、同社の価格方針は単独の価格方針(unilateral pricing policy)であり、共同行為(concerted action)を規制の対象とするシャーマン法1条⁽¹⁾は適用されないと反論した⁽²⁾。Leeginは、同社の価格方針が競争促進的であることを立証するために専門家証人を立てようとしたが、地裁は連邦最高裁の先例であるDr. Miles判決⁽³⁾にもとづき、この問題は当然違法(per se illegal)の原則が適用されるとして、Leeginの専門家証言を認めなかつた。結局、陪審員はPSKSの主張を支持し、120万ドルの損害賠償を評決した。裁判所は賠償額を三倍に加重し、弁護士費用負担を認めた。

Leeginはこの判決を不服として第5巡回区連邦控訴裁に控訴。Leeginは、小売店との垂直的な価格固定協定の有無については争わずに、これらの協定の違法性については合理的の原則(rule of reason)を適用して判断すべきであると主張した。しかし控訴裁は地裁の判決を支持し、Leeginの主張を退けた。その理由は、最高裁はこの種の問題には常に当然違法の原則を適用しており、当然違法の先例に従わなければならない、であった。

Leeginは連邦最高裁に裁量上訴(certiorari)を請求し、最高裁はそれを受理した。

(1) Section 1 of the Sherman Act, Ch. 647, 26 Stat. 209, as amended, 15 U.S.C. § 1. 同条の規定は以下のとおり(抜粋)。「数州間又は外国との間の取引もしくは通商を制限するすべての契約、トラストあるいはその他の形態をとる結合、もしくは共謀は、これを違法とする。」澤田壽夫他編『マテリアルズ国際取引法』108頁(有斐閣、2004年)

(2) Leeginの主張の根拠は、最高裁のColgate判決(United States v. Colgate & Co., 250 U.S. 300 (1919))であった。Colgate判決では、再販が当然違法となるためには製造業者と小売店の間に再販価格維持の合意が必要であるとされた。

(3) Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911). この事件の原告は薬の製造者であり、表示価格で再販売する販売店にだけ薬を卸売した。最高裁は、再販価格を製造者が管理するのは違法であると認定した。その根拠は、「譲渡制限は一般的に無効である」というコモンローの原則であった。協定は製造者ではなく販売店を利するものであり、販売者間の結合と同等であると最高裁は判示した。

2 争点

最高裁は当然違法の原則を変更し、再販売価格維持協定について合理の原則を適用してシャーマン法 1 条違反の有無を判断すべきか。

3 判決

原審判決の破棄差戻し。Kennedy 裁判官が法廷意見を執筆し、それに Roberts 首席裁判官および Scalia, Thomas, Alito の各裁判官が賛同。それに対して Breyer 裁判官が反対意見を起草し、Stevens, Souter, Ginsburg の各裁判官が賛同。

4 判決理由

〔法廷意見〕

（1）シャーマン法における「合理の原則」

「合理の原則」とは、シャーマン法 1 条が規制する行為を検証するための基準である。ある行為が競争制限的であるかどうかを決定する際、あらゆる事実関係—例えば関連事業についての具体的な情報、制限行為の歴史・内容・効果、市場影響力—を考慮する。しかし、合理の原則は、当然違法となる競争制限行為には適用されない。

特定の類型に属する制限、たとえば競争者間の水平的な価格協定や市場分割は、ほぼ間違いなく競争を制限し生産を減少させて当然違法となる。しかし、どの行為が当然違法となるかについては、裁判所がその類型についての判例を集積した後に特定すべきである。ある制限行為を当然違法とする場合は、その行為類型から推断するのではなく、立証された経済効果にもとづいて適切に判断されなければならない。

（2）先例としての Dr. Miles 判決

Dr. Miles 判決は、「譲渡制限」(restraints on alienation) を嫌うコモンロー上の原則を根拠にした。この原則は、17世紀の法律書 (treatise) に依拠したものであるが、現在では譲渡制限を忌避する原則は採用されていない。当法廷は、反トラスト法が垂直的販売制限に適用可能かという本件の問題に、何百年も前のコモンローの原則を適用するつもりはない。

a) Dr. Miles 判決の問題点

Dr. Miles 判決は、製造者と販売者間の垂直的協定と、競合する販売者間の水平的結合を同列視した。しかし当法廷は、別の事件⁽⁴⁾ で垂直的制限の事例

に水平的制限の原則は適用できないと判決しているし、最近の反トラスト法事件⁽⁵⁾では垂直的協定と水平的協定では経済に与える影響が異なるとの認定を行っている。この種の認定は、Dr. Miles 判決では考慮されなかった。

このような理由から、Dr. Miles 判決に依拠した当然違法の原則を本件に無条件に適用することはできない。先ず垂直的協定の経済的な影響を検討し、その上で当然違法適用の適否を判断すべきである。

b) 再販価格維持の競争促進性

再販価格維持 (resale price maintenance : RPM) が競争促進的であるかどうかについては賛否両論があるが、多くの経済学の文献はその競争促進性を認めている。価格以外の垂直的制限は競争促進的であるとされている。同様に、RPM はブランド間 (=同業他社間) の競争を促す。RPM が無いと値引き販売やフリーライド販売がおこり、高品質のサービス維持が困難になる。値引き競争となれば高品質の商品やサービスを求める消費者の要求が満たされなくなるであろう。また、新規参入者による製品・サービスは躍動的な経済にとって不可欠であり、新規参入を促す RPM は競争促進的であるといえる。

c) RPM の反競争的効果

RPM はもちろん反競争的効果もあわせ持つ。製造業者間や小売業者間のカルテルや、支配的地位にある製造業者による不当な市場支配などがその例である。したがって、事例ごとに競争効果・反競争効果を比較考量して、合理の原則で判断するのが適切である。

これらを勘案すると、垂直的価格制限を判断する基準としては合理の原則の方が適切である。

(3) 先例拘束性 (*Stare decisis*)

しかし、Dr. Miles 判決が先例として現存するので、その先例拘束性を基準にして当然違法の原則を適用すべきであるという主張もある。それが、本件に当然違法の原則適用をもとめる根拠となっている。しかし、結論から言えば、シャーマン法については、以下の理由から、先例拘束性の原則はそれほど重要ではない。

当法廷は長年、シャーマン法をコモンロー的法律 (common-law statute)

(4) *Business Electronics Corp. v. Sharp Electronics Corp.*, 485 U.S. 717 (1988).

(5) 例えば、前注 (4) *Business Electronics Corp.* 判決や *Arizona v. Maricopa County Medical Soc.*, 457 U.S. 332, 344 (1982) がある。

として扱ってきた。個別の経済状況を勘案し、合理の原則により問題行為の違法性を解釈してきた。本件の場合、結論を言えば、先例拘束性にもとづき当然違法の原則を適用することはしない。経済学的な分析から当然違法が不適切であることが明らかであり、また RPM は競争促進的でありうることが通説となっているからである。

これまで当法廷は、垂直的価格制限問題で Dr. Miles 判決とは異なるアプローチをとってきた。Dr. Miles 判決の 8 年後の Colgate 判決⁽⁶⁾では、製造業者による推奨価格販売の方針を合法と認め、推奨価格販売に応じない小売店に販売を拒否した行為を違法ではないとした。1977年の GTE Sylvania 判決⁽⁷⁾では、当然違法適用を認めた Arnold 判決⁽⁸⁾を覆して、非価格条件についての垂直的制限に合理の原則を適応した。1980年代の Sharp 判決⁽⁹⁾および Monsanto 判決⁽¹⁰⁾では、当然違法の適用を否定した。また、1997年の Khan 判決⁽¹¹⁾では、垂直的最高価格協定について、当然違法適用の先例を覆し、合理的の原則で判断するとした。

〔反対意見〕

Dr. Miles 判決は、これまでに下級審を含めたおびただしい数の反トラスト法違反事件の規範となってきた。そのような歴史のある先例を変更すると実務に影響が大きいので、その変更には大きな立証責任を伴うのであるが、法廷意見のそれは十分とはいえない。

まず、判例変更の正当な理由がない。唯一、1975年の連邦議会による二つの連邦法の廃止が挙げられるが⁽¹²⁾、議会に提出された審議資料によれば RPM によって小売価格が上昇したことが裏付けられている。また FTC も後に同旨の報告を行っている。つまり議会の資料から RPM の競争阻害効果が明らかである。RPM についての経済学説は多様であり、一部の説に依拠して判例変更

(6) 前注 (2) Colgate, 205 U.S., at 307-308.

(7) Continental T.V. Inc. v. GTE Sylvania Inc., 433 U.S. 36 (1977).

(8) United States v. Arnold, Schwinn & Co., 388 U.S. 365 (1967).

(9) 前注 (4) 参照。

(10) Monsanto Co. v. Spray-Rite Service Corp., 465 U.S. 752 (1984).

(11) States Oil Company v. Barkat U. Khan, 118 S. Ct. 275 (1997).

(12) The Miller-Tydings Fair Trade Act, 50 Stat. 693; The McGuire Act, 66 Stat. 631. これらの連邦法は、州が「公正取引法」を制定する権限を各州に授権するものであった。

するのには適切ではない。

先例を覆す場合にはいくつかの考慮事項がある。例えば憲法解釈の場合よりも制定法解釈の場合には先例拘束性をより厳格に適用すること、誤った判決を変更する場合にはあまり時間を徒過させないことなどである。しかしこれらは本件には該当しない。法廷意見の判例変更は合理性を欠いている。

法廷意見は、コモンローの伝統に従って判例を変更すると言うが、コモンローでは本件のような突然の判例変更を認めていない。伝統的にコモンローでは長い歴史のある先例を一夜にして変えることはせず、むしろ関連判例を積み重ねて徐々にその規範力を無効化して実質的な判例変更を実現する。法廷意見が多様な経済説に依拠するのであれば、それと同等にコモンローについての学説も考慮すべきである。

5 判例研究

（1）本判決の評価

反トラスト法の判例法は、水平的制限規制、垂直的制限規制、単独行為規制、合併規制に4分割される。本件は、その中の垂直的制限規制に関するもので、それはさらに再販売価格制限と垂直的非価格制限に大別される。

法廷意見によれば、Dr. Miles 判決はこれらの類型が未分化の時代になされた判決である。そうであれば、今日の複雑になった取引形態に、未分化の時代の判決を根拠とする当然違法の原則を適用することは適切ではない。その意味で法廷意見は評価できる。

反対意見は、本件での判例変更は実務に与える影響が大き過ぎることを指摘する。最高裁は適当な上告案件がない限り判例変更ができないことを考えるならば、長年存続しているからその判例変更には慎重にという反対意見の趣旨は、説得力がない。反トラスト法の判断基準は時代とともに変わるべきであろう。

このことは、以下の説明からより明らかになるであろう。

（2）再販売価格制限規制の歴史

Dr. Miles 事件が争われたのは20世紀初めであり、所有権が絶対視された時代である。最高裁は、売主が商品を販売した後にはその商品の再販売について価格制限できないとし、再販売価格制限はシャーマン法1条に違反すると解釈した。それはシャーマン法制定から21年後のことである。この判決により再販売価格制限は当然違法とされた。

その後最高裁はその立場を変え「売主が事前に再販売価格維持政策を公表し、その方針を遵守しない者への販売を一方的に拒絶することは違法ではない」と宣言した（Colgate 判決、1919年）。これが「コルゲート・ドクトリン」と呼ばれるものである。その後、商品の所有権が代理人を介して末端消費者に移転する代理人委託販売の場合には、代理人が販売価格を指示できるとされた（General Electric 判決、1926年）⁽¹³⁾。

このように、再販売価格制限に関連して、当然違法の原則は維持されているものの、その適用範囲は次第に狭くなっている。この流れは、1960～70年代に一時後退したものの⁽¹⁴⁾、1980年代以降になると再販売価格制限についてほぼ「再販売価格協定」だけが当然違法の扱いを受けることになった。

（3）合理的原則への移行

その代表的な判例が1984年の Monsanto 判決⁽¹⁵⁾である。この事件は、除草剤の製造業者であるモンサントが、シェア拡大およびフリーライド防止の目的で販売最低価格維持政策を採用したのに対して、再販売価格維持の共謀があつたと販売代理店が訴えたものである。結局、モンサントが敗訴した。最高裁は、シャーマン法1条は共同行為を禁止するのであって単独行為としての再販売価格維持は当然違法にあたらない、と判示した。

もう一つが Sharp 判決⁽¹⁶⁾である。この訴訟は、標準最低販売価格を下回る価格で販売していた販売代理店との間の代理店契約をメーカー側が終結したことから提起された。最高裁は「垂直的制限は、価格または価格水準に関する合意がない限り当然違法ではなく、販売業者に対する取引停止自体は当然違法でない」と判示した⁽¹⁷⁾。

（4）競争政策の変遷

競争当局は1980年代、水平的制限と垂直的制限では競争阻害の実態に大きな差異があるとして、再販売価格維持についても合理的原則を適用するよう主張

(13) 村上政博『アメリカ独占禁止法〔第2版〕』75頁（弘文堂、2002年）。

(14) 後退した判決例の代表的なものとして、Park, Davis & Co. 事件最高裁判決（1960年）、Simpson 事件最高裁判決（1964年）、Albrecht 事件最高裁判決（1968年）、Perma Life Mufflers Inc. 事件最高裁判決（1968年）などがある。

これらの多くは後に最高裁により覆されている。それぞれの判決内容については、前注（13）村上・77～80頁参照。

(15) 前注（10）参照。

(16) 前注（4）参照。

(17) 村上・86頁。

していた。本件でも競争当局は法廷助言者意見書⁽¹⁸⁾を提出し、その中で、「当然違法の原則を伝統的な合理の原則に〔最高裁が〕変更することを望んでいる」と述べている⁽¹⁹⁾。

（藤野仁三）

(18) *Amicus Curiae* 6.

(19) この点につき、村上は「1990年代にはもはや米国競争当局は垂直的最低価格協定についての判例変更を求めていない。また、実務、学界においても、…（中略）…垂直的最低価格協定の違法性について合理の原則のもとで判断するようすに判例変更を求める声は従来ほど強くはない。」と指摘している。（村上・前注（13）、91頁）しかし、本件で米国競争当局は、判例変更を求め、それを獲得したのである。

2003年連邦「一部出生中絶」禁止法 の合憲性

—Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct. 1610 (2007) —

1 事 実

本件は、2003年連邦「一部出生中絶 (partial-birth abortion)」禁止法の合憲性が争われた事案である。もっとも、ここに言う「一部出生中絶」とは、政治の世界で名づけられた呼び名であり、医学界では、この中絶処置は、第2トライメスター期の通常の中絶方法である「拡張と排出 (dilation and evacuation)」(D&E) の変種として、「拡張と牽引 (dilation and extraction)」(D&X) または「そのままの拡張と排出 (intact dilation and evacuation)」(そのままの D&E) と呼ばれ、あるいは、「そのままの D&X (intact D&X)」と称されることもある⁽¹⁾。同法は、「一部出生中絶」という語を、「中絶を行う者が、(A) 部分的に分娩された生きている胎児を殺すであろうことを認識してそのような外的行為 (an overt act) を行うという目的を持って、熟慮した上で、かつ意図的に、頭位の場合は、胎児の頭部全体が母親の体の外にあるまで、または、臀位の場合は、臍を越えた胎児の胴体の一部が母親の体の外にあるまで、生きている胎児を腔に分娩し、かつ (B) 分娩の完了以外の、部分的に分娩された生きている胎児を殺すという外的行為を行うこと」⁽²⁾と規定している。また、「妊娠自体により惹起され、または妊娠自体に起因する生命を危険にさらすような身体的状況を含む、身体的疾患、身体的疾病または身体的障害により、その生命が危険にさらされている母体の生命を救うために必要である一部出生中絶には、適用されない」⁽³⁾ものとし、母体の生命を救うための例外規定のみを設けている。

同法は、合衆国議会で可決後、2003年11月5日にブッシュ大統領が署名して成立し、その翌日、施行されることとなっていた。しかしながら、同法に対し

(1) See Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct. 1610, 1621 (2007); *id.* at 1641 n. 1 (Ginsburg, J., dissenting).

(2) Partial-Birth Abortion Ban Act of 2003, 18 U.S.C. §1531(b) (1).

(3) *Id.* § 1531(a).

ては、原告を異にする以下の3件の訴訟が提起され、その合憲性をめぐる訴訟が直ちに進行した。第一に、LeRoy Carhartら4名の医師がネブラスカ地区合衆国地方裁判所に出訴した。正式事実審理の後、同地裁は、本案的差止命令を認めた⁽⁴⁾。第8巡回区合衆国控訴裁判所も原判決を維持した⁽⁵⁾。第二に、アメリカ家族計画連盟（Planned Parenthood Federation of America, Inc.）およびゴールデン・ゲイト家族計画連盟（Planned Parenthood Golden Gate）は、カリフォルニア北部地区合衆国地方裁判所に同法の執行差止を求める訴訟を提起し、サン・フランシスコ市と同カウンティが原告として訴訟参加した。同地裁は、正式事実審理を行い、本案的差止命令を出した⁽⁶⁾。第9巡回区合衆国控訴裁判所も原判決を維持した⁽⁷⁾。第三に、全国中絶連合（National Abortion Federation）および7名の医師がニュー・ヨーク南部地区合衆国地方裁判所に出訴した。正式事実審理の後、同地裁は、本案的差止命令を認めた⁽⁸⁾。第2巡回区合衆国控訴裁判所は、同法を違憲と判示しながらも、適切な救済手段についての判断は延期するとした⁽⁹⁾。こうして、第2巡回区控訴裁判決を除く、2件の控訴裁判決に対する裁量上訴が各々認められた。

2 爭 点

本件訴訟では、同法が母体の健康を保持するための例外規定を欠くが故に違

(4) See *Carhart v. Ashcroft*, 331 F. Supp.2d 805 (D.Neb. 2004).

(5) See *Carhart v. Gonzales*, 413 F.3d 791 (8th Cir. 2005).

(6) See *Planned Parenthood Federation of America v. Ashcroft*, 320 F. Supp. 2d 957 (N.D.Cal. 2004).

(7) See *Planned Parenthood Federation of America v. Gonzales*, 435 F.3d 1163 (9th Cir. 2006).

(8) See *National Abortion Federation v. Ashcroft*, 330 F. Supp.2d 436 (S.D. N.Y. 2004).

(9) See *National Abortion Federation v. Gonzales*, 437 F.3d 278 (2nd Cir. 2006). なお、その後、同裁判所は、*Gonzales v. Carhart*の合衆国最高裁判決を待つ間、救済手段の争点について簡潔な指示を与えることを再び延期したが、*Gonzales v. Carhart*が下された後、改めて、両当事者に対して、同判決の効果について論評する機会を与えるものとする決定を下した。See *National Abortion Federation v. Gonzales*, 489 F.3d 125 (2nd Cir. 2007). 原告（被上訴人）は、*Gonzales v. Carhart*が文面上違憲に関する救済手段を締め出すことを認めたため、ここに、本訴訟は、終結に向かうこととなった。See *National Abortion Federation v. Gonzales*, 224 Fed. Appx. 88 (2nd Cir. 2007).

憲かどうか、また、それ以外に文面上違憲となる点があるかどうかが主な争点となった。当該制定法の合憲性を争った上記 3 つの訴訟のうち、合衆国地方裁判所および合衆国控訴裁判所の 6 つの判決すべてで前者の争点に肯定の答えが出された。但し、仔細に見ると、それぞれの理由づけには、微妙な相違がある。後者に関しては、Carhart の 1 審、Planned Parenthood の 1 審と 2 審で、同法は、そのままの D&E のみならず一定の他の D&E にもその適用が及び、それ故、母体外生存可能時より前の中絶を選択する女性の権利に過度の負担を課すとされた。Planned Parenthood の 1 審と 2 審では、さらに、同法は、違憲なほど漠然不明確であるとされた。

3 判 決

合衆国最高裁判所は、5 審 4 裁で、同法を文面上違憲ではないと判示した。ケネディが法廷意見を執筆し、ロバーツ、スカーリア、トーマス、アリートが同調した。この他、スカーリアが同調したトーマス同意意見がある。他方、原判決を維持する反対意見をギンズバーグが執筆し、スティーヴンス、スーター、ブライヤーがこれに同調した。

4 判決理由

〔法廷意見〕

（1）Casey⁽¹⁰⁾について

Casey の共同意見についての各人の見解が何であれ、本日、当法廷が控訴裁判所の判決を維持するのであれば、その結論にとっての中心的な命題—政府は、胎児の生命を保持し、促進するという正当で、実質的な利益を持つことが否認されることとは、明白である。

我々は、以下の諸原則を本意見の目的のために仮定する (assume)。母体外生存可能時より前では、州は、「自己の妊娠を終了させるという最終的な決定をなすことをいかなる女性に対しても禁止しえない」(Casey, 505 U.S. at 879 (plurality opinion))。州は、また、この権利に過度の負担 (an undue burden) を課しえず、過度の負担は、規制の「目的または効果が、胎児が母体外生存可能時に到達する前に中絶を求める女性の行く手に、実質的な障害を置

(10) Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey, 505 U.S. 833 (1992).

く」（*Id. at 878*）ときに存在する。他方で、「州または未成年者の両親あるいは保護者が未出生者の生命に対する心からの尊重を表明しうるような構造上の仕組みをただ作り出すに過ぎないだけの規制は、女性の選択する権利の行使に対する実質的な障害でないときには、許される」（*Id. at 877*）。

（2）漠然性および過度広汎性について

被上訴人は、同法がそのままのD&Eを包含することには同意するが、その追加的な射程が不明確かつ過剰であると主張する。被上訴人は、同法の射程が不明確であるから、少なくとも同法は、漠然性故に無効であると主張する。もう一方で、被上訴人は、同法のテクストは、すべてのD&Eを禁止すると主張する。D&Eは、最も一般的な第2トライメスターの中絶方法であるので、被上訴人は、同法が過度の負担を課すと示唆する。……我々は、同法が漠然性故に無効ではなく、どんな過度広汎性からする過度の負担も課さず、文面上違憲ではないと結論づける。

（3）過度の負担について

同法の規制によって影響を受ける中絶は、母体外生存可能時より前と後の双方で生じる。……問題は、この文面上違憲の攻撃において、そのテクストによって評価される同法が、後期の（late-term），しかし、母体外生存可能時より前の中絶に実質的障害を課すかどうかである。

（A）目的

同法は、胎児が出産過程の完了のまさに数インチ前で殺される中絶の方法を禁止する。……同法は、人間生命の尊厳に対する尊重を表明する。

さらに、合衆国議会は、医学界に対する影響と、一部出生中絶の行為によって引き起こされるその名声に対する影響にも関心を持った。……政府が「医療専門職の規範と倫理を保護する利益を持つ」（*Washington v. Glucksberg*, 521 U.S. 702, 731 (1997)）ことは、何ら疑いが見えない。

行動する合理的な根拠を持ち、そして、過度の負担を課さないところでは、州は、未出生者の生命を含む、生命に対する尊重を促進するために医療専門職を規制するという正当な利益をおよそ推進すべく、一定の処置を禁止し、他の処置に取って代えるというその規制権限を行使しうる。

人間生命に対する尊重は、母親がその子に対して持つ愛情の絆に最終的な表現を見る。同法は、この現実をも承認する。中絶をするかどうかは、困難で、苦しい道徳的決断を要求する。……その現象を測定する信頼できるデータを我々は見つけないが、女性の中には、いったん創造し、維持した乳児の生命を

中絶する選択を後悔するようになる者もいると結論づけることは、反対する所がない (unexceptionable) ように思われる。……厳しい憂鬱と尊敬の喪失が後に続くことがある。……感情の結果に非常に満ちている決定において、医師の中には、当該処置が伴う危険についての要求された言明だけに限定し、用いられる手段の正確な詳細を開示することを好まない者もいよう。……しかしながら、当該州にとって正当な関心事であるのは、胎児が殺される方法についての、まさにこの情報の欠如なのである。……州は、そのように重大な選択が十分に情報を与えられることを確保する利益を持つ。自己の中絶をする選択を後悔するようになる母親が、その出来事の後になって初めて、自分がかつて知らなかつたことを耳にするとき、より苦悩に満ちた悲嘆やより深い悲しみに取り組まなければならないことは、自明である。それは、即ち、自分が医師に、自己の未出生の子、人間の形態を帯びている子の、頭蓋骨に穴を開け、急速に発達している脳を吸いだすことを許したということである。

我々は、同法の合衆国議会の目的が「中絶を求める女性の行く手に実質的な障害を置くこと」(Casey, 505 U.S. at 878 (plurality opinion)) であったとの主張を退ける。

(B) 効果

同法の禁止が常に重大な健康の危険を女性に課すかどうかは、証拠書類で立証された医学的な見解の不一致が存在する。……問題は、この医学上の不確かさが残存する場合に、同法が有効でありえるかどうかということになる。……当法廷は、医学上、科学上の不確かさが存在する領域で立法を通過させる広い裁量を州および連邦の議会に与えている。……医学上の不確かさが中絶文脈で立法権限の行使を締め出さないのは、他の文脈でそうであるのと同様である。……同法の禁止が重大な健康の危険を引き起こすかどうかをめぐる医学上の不確かさは、この文面上違憲の攻撃において、同法が過度の負担を課さないと結論づける十分な根拠を与える。

同法は健康例外を必要としないとの結論に到達する上で、我々は、これらの事件の両側にいる当事者によってなされるいくつかの主張を退ける。一方で、司法長官は、合衆国議会の認定の根拠だけで同法を支持するよう我々に強く迫る。……我々は、合衆国議会の事実認定を敬謹的な基準の下で審査するとはいえ、本件の情況下では、合衆国議会の認定に決定的な重みは置かない。……他方で、Stenberg における当法廷の意見に依拠して、被上訴人は、「かなりの医学上の典拠が、特定の処置を禁じることは女性の健康を危険にさらすことがあ

るとの命題を支持する場合には」、中絶規制は、健康例外を含んでいなければならないと主張する。……これは、あまりにも厳しい基準であり、本件訴訟において、州際通商条項の下、医療専門職を規制するために行使されている立法部の権限に課すことはできない。

（4）適用違憲の主張

これらの場合の下では、例外規定を考慮する適切な手段は、適用違憲の主張（as-applied challenge）による。合衆国政府は、同法に対する、執行前の、適用違憲の主張は申し立てることができることを認めている。……これは、別々の、十分に定義された事例において、同法によって禁止される処置が用いられないなければならない特定の条件が生じている、または生じる可能性があることが証明できる場合に、女性の健康を保護するための適切な手段である。適用違憲の主張においては、文面上違憲の攻撃におけるよりも、医学上の危険の性格をよりよく量で表すことができ、よりよくバランスを保たせることができる。……被上訴人は、同法が関連する事例の大部分で違憲であろうということを立証していない。……同法は、個別的な事案で、適切な適用違憲の主張に開かれている。

5 判例研究

本判決は、合衆国最高裁が2000年6月の *Stenberg v. Carhart*⁽¹¹⁾ 以来、再び、いわゆる「一部出生中絶」を禁止する立法の合憲性の問題を取り上げ、しかも、*Stenberg v. Carhart* とは異なり、これを合憲とする判断を下したという点で、大きな注目を集めたものである。もともとこの「一部出生中絶」をめぐる争いは、中絶反対派がその名称を自覚的に選択し、これに対して、選択支持派の一部が“partial abortion ban”と揶揄して呼んでいた⁽¹²⁾ ことにも見られるように、その争点化の当初から、中絶をめぐるイメージの争奪戦として展開され、強い政治性を帯びていたものである⁽¹³⁾。合衆国最高裁は、*Stenberg*

(11) *Stenberg v. Carhart*, 530 U.S. 914 (2000).

(12) See Sarah Weddington and Seth Kretzer, *Reproductive Privacy Rights: What Direction Does the Chill Wind Blow?*, 34-WTR Hum. Rts. 15, 16 (2007).

(13) 「一部出生中絶」をめぐる争点化の経緯とその効果については、小竹聰「アメリカ合衆国における妊娠中絶をめぐる法理の展開」同志社アメリカ研究44号（2008）33～35頁、参照。

v. Carhart において問題となったネブラスカ州法と当該連邦法との間に、母体の健康の保持のための例外規定を欠く点では違いがなかったにもかかわらず、健康例外を欠くことを一つの理由として当該ネブラスカ州法を違憲であるとした2000年判決を変更し、健康例外の欠如は、文面上当該連邦法の違憲無効を要求しないと判示した。しかし、法廷意見は、この默示的な先例変更を正面からは認めていない。

それでは、法廷意見は、本判決において、健康例外の欠如をめぐる論点についてどのような判断を下したのであろうか。以下では、法廷意見の判示のうち、この点についてのみ検討を加え、その他の判示についての評釈は、別稿に委ねることとしたい⁽¹⁴⁾。

まず、そのままのD&Eは、母体外生存可能時より前と後の双方で行われる中絶処置であるから、法廷意見も引証する、この領域における先例であるところのCaseyに従えば、母体外生存可能時より前の中絶については、過度の負担基準が適用されることになり、健康例外を欠いた今までそのままのD&Eを禁止することが、母体外生存可能時より前の中絶を求める女性に実質的障害を課すかどうかが問題となるはずである。ケネディの法廷意見は、正当にもこの枠組の中で議論を展開しているが、この点は、Stenberg v. Carhartにおけるブライヤー法廷意見とは異なっており、そこでは、ブライヤーは、D&X（そのままのD&E）の禁止が過度の負担を課すかどうかを論じず⁽¹⁵⁾、当該ネブラスカ州法がD&Eにも及ぶとしたら過度の負担を課すことになるかという局面で過度の負担基準の適用を考察していた。

次に、法廷意見は、そのままのD&Eに過度の負担基準を適用する際に、過度の負担基準の「目的の分枝」を初めて考察し、合衆国議会の目的が過度の負担を課すことにあったとの主張を退けている。本来、過度の負担基準とは、「州の規制が母体外で生存可能でない胎児の中絶を求める女性の行く手に、実質的な障害を置く目的または効果を持つものである」⁽¹⁶⁾かどうかを問う基準であるから、この基準は、当該規制の目的と効果のそれぞれについて、過度の負担分析を要求するものである。しかし、合衆国最高裁は、過度の負担基準の「目的の分枝」について、個々の裁判官の間で、その独立した審査の可能性を

(14) 小竹聰「Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124, 127 S.Ct. 1610 (2007) —2003年連邦『一部出生中絶』禁止法の合憲性」[2008] アメリカ法121頁、参照。

(15) この点については、小竹・前掲注(13)、40~41頁、参照。

(16) Casey, 505 U.S. at 877.

めぐる議論の応酬が見られたことはあったものの⁽¹⁷⁾、当該立法の目的審査をきちんと行ったことはこれまで一度もなく⁽¹⁸⁾、ここに、本判決の一つの意義がある。もっとも、立法目的の合憲性を是認した法廷意見の結論に対しては、反対意見から、「同法の提出者たちは、その意図が Stenberg における我々の判断を無効にすることにあったことに何の疑いも残していないなかった」⁽¹⁹⁾のであり、同法は、「当法廷によって何度も何度も宣言された……ある権利を骨抜きにする試み以外の何ものでもないと理解することができる」⁽²⁰⁾のであって、結局、「ある制定法が憲法上の権利に負担を課し、その法律のために言うことができるすべてのことが、その法律は、立法者がこれらの権利に対する敵意を表明するために選択している手段であるということである」ときには、「その負担は過度である」と言うべきである⁽²¹⁾との批判がなされている。当該立法は、Casey の判示に反して、女性の自由な選択を「妨げる」ものであったことにも鑑みると⁽²²⁾、本件において、当該立法目的の違憲性を論証することも十分可能であったように思われる⁽²³⁾。しかし、法廷意見は、そうした理解には全く与せず、同法は正当な政府利益を促進するとして、同法の立法目的が過度の負

(17) See Stenberg v. Carhart, 530 U.S. at 951-52 (Ginsburg, J., concurring); *id.* at 1008 n.19 (Thomas, J., dissenting); and Mazurek v. Armstrong, 520 U.S. 968, 972 (1997) (per curiam); *id.* at 977-80 (Stevens, J., dissenting).

(18) See Note, *After Ayotte: The Need to Defend Abortion Rights with Renewed "Purpose"*, 119 Harv. L. Rev. 2552, 2566-67 (2006).

(19) Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct. at 1643 n. 4 (Ginsburg, J., dissenting).

(20) *Id.* at 1653 (Ginsburg, J., dissenting).

(21) *Id.* (quoting Stenberg v. Carhart, 530 U.S. at 952 (Ginsburg, J., concurring)) (quoting Hope Clinic v. Ryan, 195 F.3d 857, 881 (7th Cir. 1999) (Posner, C.J., dissenting)).

(22) 「過度の負担の認定は、州の規制が母体外で生存可能でない胎児の中絶を求める女性の行く手に、実質的な障害を置く目的または効果を持つものであるとの結論の便法である。こうした目的を持つ制定法が無効であるのは、潜在的生命の利益を促進するために州が選択する手段は、女性の自由な選択を妨げるのではなく、情報を与えるために、考え抜かれていなければならないからである。」 Casey, 505 U.S. at 877.

(23) See Caroline Burnett, *Comment, Dismantling Roe Brick by Brick: The Unconstitutional Purpose behind the Federal Partial-Birth Abortion Act of 2003*, 42 U.S.F. L. Rev. 227, 251 (2007) (「同法の立法史を検討し、明白な文言を見て、政府の主張する利益の誠実さを問えば、その禁止の背後にある不適切な目的がおよそ明らかとなる」。).

担を課すとの主張を退けた。

さらに、法廷意見は、過度の負担の効果をめぐって、健康の例外規定の必要性の有無は、当該禁止規定が女性に対して重大な健康の危険を引き起こすかどうかという事実問題で決するとし、そのままの D&E の禁止が常に健康の危険を女性に課すかどうかについては、医学上の不確かさがあるとした上で、重大な健康の危険について、医学上の不確かさが存在することは、本件文面上違憲の攻撃において、同法が過度の負担を課すものではないと結論づける十分な根拠を与えると判示した。しかも、その際に、法廷意見は、司法長官の見解を退け、合衆国議会の認定だけで、同法を支持することはしないとした一方で、被上訴人の主張にも応じず、Carhart で取られた、「かなりの医学上の典拠」の基準は、あまりにも厳しい基準であり、医療専門職を規制する立法部の権限に課すことはできないとした。同法が健康例外を欠いているとしても過度の負担を課すという効果はないとした法廷意見に対しては、既に見たように、3 つの訴訟のすべての下級審裁判所で反対の結論が出されている。しかし、第一に、法廷意見が、そのままの D&E を禁止すると重大な健康の危険が引き起こされるかどうかには医学上の不確かさがあるとしたことについては、その判断がもっぱら合衆国議会の認定に依拠しているわけではないとしても、各連邦地裁の認定を強引に覆し、とりわけ、「かなりの医学上の典拠は、いくつかの情況下では、[そのままの D&E] が最も安全な処置であるとの命題を支持する」⁽²⁴⁾とした事実審裁判所の結論を不当に退けているのではないかという問題がある。少なくとも、「かなりの医学上の典拠」の存在を否定することができるまでの医学上の見解の不一致が実際に存在したのかどうかは、判決を読む限り、いささか疑問であるように思われる。また、仮にこうした医学上の不確かさが存在するとしても、そのことをもって立法権限の行使を是認するのは、そのままの D&E の相対的な安全性についての医学上の意見の分裂は、「せいぜいでも不確かさを意味し、危険の不存在ではなく、危険の存在の証拠となる一要素である」⁽²⁵⁾とし、そのままの D&E を全く禁止する制定法には健康例外が含まれていなければならないと述べた Stenberg v. Carhart の判示に反することになる。さらに、法廷意見は、「かなりの医学上の典拠」の基準は、医学界の一部がその禁止に従う気が進まないときには正当な規制を違憲無効とするよう

(24) Planned Parenthood Federation of America v. Ashcroft, 320 F. Supp.2d at 1033 (*quoting* Stenberg v. Carhart, 530 U.S. at 932).

(25) Stenberg v. Carhart, 530 U.S. at 937.

な、「ゼロ容認の方針（a zero tolerance policy）」⁽²⁶⁾であり、採ることができないとするが、この点は、「かなりの医学上の典拠が、特定の中絶処置を禁じることは女性の健康を危険にさらすことがありうるとの命題を支持する」限り、健康例外が要求される⁽²⁷⁾とした *Stenberg v. Carhart* を明らかに変更するものである。いずれにしても、こうした法廷意見の論旨に対しては、*Stenberg v. Carhart* のときの裁判官とは異なる裁判官から構成された最高裁の、5対4の判決による先例からの逸脱と評することができるものであり、*Casey* における「法の支配」と「先例拘束性の原理」への訴えかけにほとんど忠実でない⁽²⁸⁾とする反対意見の批判が妥当しよう。なお、健康例外の必要性の有無を事実問題で決することとするとの法廷意見の判示は、*Stenberg v. Carhart* をもって、「健康例外の要件を当然の憲法準則（*a per se constitutional rule*）として確立した」⁽²⁹⁾ものと見、「この準則は、最高裁によって認められた（幅広い拠り所からの）かなりの医学上の典拠に基づいており、この多数の医学上の典拠は、健康例外を欠く『一部出生中絶』法に対する、あらゆるその後の違憲無効の申し立てにおいて再現される必要はない」⁽³⁰⁾と判示していた第4巡回区合衆国控訴裁判所の判決を踏襲しながら、「健康例外の憲法上の要件は、当該制定法が中絶を正確にはどのように規制するかにかかわりなく、すべての中絶法に適用されるという点で、*Stenberg* は、当然の憲法準則を確立している」⁽³¹⁾とする *Carhart* の2審判決が採ったアプローチを否定するという意味がある。

（小竹 聰）

(26) *Gonzales v. Carhart*, 127 S.Ct. at 1638.

(27) *Stenberg v. Carhart*, 530 U.S. at 938.

(28) *See Gonzales v. Carhart*, 127 S.Ct. at 1652 (Ginsburg, J., dissenting).

(29) *Richmond Medical Center for Women v. Hicks*, 409 F. 3d 619, 625 (4th Cir. 2005).

(30) *Id.*

(31) *Carhart v. Gonzales*, 413 F.3d at 796.

連邦環境保護庁の温室効果ガス排出規制権限

—Massachusetts v. Environmental Protection Agency,
549 U.S. 497 (2007)⁽¹⁾—

1 事 実

大気浄化法 (Clean Air Act: CAA) 202条 (a) (1) は、連邦環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA) 長官が、「公衆の健康や福祉を危険にさらすと合理的に予期される大気汚染を発生させるかそれを助長すると判断する、新品の自動車類または新品の自動車エンジン類からの大気汚染物質の排出に適用される基準を、本条に従い、規則によって定める（そして時宜により改正する）ものとする」と規定する⁽²⁾。

1999年10月20日、19の環境保護団体及び再生可能エネルギー支援団体が、EPA に対して、202条 (a) (1) を根拠として、新車からの温室効果ガス⁽³⁾の排出規制を求める規則制定の請願を提出したが、2003年9月8日、EPA は、(1) CAA が同庁に地球規模の気候変動に対処する規則を発する権限を与えてない、(2) たとえ権限を有するとしても現時点で規則を制定することは賢明ではない、という理由から請願を棄却した⁽⁴⁾。そこで、マサチューセッツ州（以下、マ州）ほか⁽⁵⁾が、DC 巡回区連邦控訴裁判所に EPA の決定の審査を求め

- (1) 日本語による本件評釈として、本田圭「温室効果ガス排出規制に関する米国最高裁判決 Massachusetts v. EPA について」NBL873号9頁（2008年）がある。
- (2) Section 202 (a) (1) of the Clean Air Act, as added by Pub. L. 89-272, § 101 (8), 79 Stat. 992, and as amended by, *inter alia*, 84 Stat. 1690 and 91 Stat. 791, 42 U.S.C. §7521 (a) (1).
- (3) ここでは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素及びハイドロフルオロカーボンを指す。
- (4) 68 Fed. Reg. 52922 (Sept. 8, 2003).
- (5) 12州、3地方自治体、1自治領及び13の環境保護団体及び再生可能エネルギー支援団体が原告となった。一方、EPA 側にも10州及び6事業者団体が訴訟参加した。

たところ⁽⁶⁾、2005年7月15日、同裁判所は、EPA長官の規則制定拒否が202条(a) (1) 上の適切な裁量権行使であると判断し、マ州ほかの訴えを棄却した⁽⁷⁾。2006年6月26日、連邦最高裁判所はマ州ほかの裁量上訴を受理した⁽⁸⁾。

2 爭 点

(1) 上訴人のうち少なくとも1人が合衆国憲法第三編に基づく連邦裁判所の裁判権に関わる原告適格を有するか。

(2) EPAは、a) CAA202条(a) (1)に基づいて新車からの温室効果ガス排出を規制する権限を有するか、b) 権限を有するならば、規則制定拒否の理由が同条に合致するか。

3 判 決

破棄差戻。争点(1)及び争点(2) a)について肯定、(2) b)について否定。Stevens裁判官の法廷意見に Kennedy, Souter, Ginsberg, Breyer 各裁判官が賛同。Roberts首席裁判官の原告適格に関する反対意見に Scalia, Thomas, Alito 各裁判官が賛同。Scalia裁判官の本案審理に関する反対意見に Roberts 首席裁判官、Thomas, Alito 各裁判官が賛同。

4 判決理由

(1) マ州の原告適格

訴訟当事者は、現実または急迫な具体的で個別化された事実上の損害、因果関係及び救済可能性を証明しなければならない (Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555 (1992))。しかし、連邦議会によって自己の具体的な利益を保護する手続的権利—本件では行政府の違法な不作為に異議を申し立てる権利 (42 U.S.C. §7607 (b) (1)) —を付与された訴訟当事者は、救済可能性と急迫性に関する通常の基準を全て満たさなくても、権利を主張することができる (同)。州は、連邦の裁判権行使することを目的とする通常の訴訟当事者ではないが、準主権者としての能力で、領土内の土地と大気全てに、州民の権原と

(6) CAA307条(b) (1) は、202条に基づく EPA長官の行為の司法審査に関して、DC巡回区連邦控訴裁のみが裁判権を有すると規定している。42 U.S.C. §7607 (b) (1).

(7) 415 F.3d 50 (D.C. Cir. 2005).

(8) 548 U.S. 903 (2006).

は独立した背後にある利益を有する (Georgia v. Tennessee Copper Co., 206 U.S. 230 (1907))。手続的権利と準主権者の利益を保護するマ州の利害を考慮すると、同州は、原告適格の分析において特別に配慮される資格がある。

a) 事実上の損害

海面上昇、生態系の変化、冬期の積雪の減少による水不足と経済への影響、熱帶性感染症の増加のような気候変動のリスクが広く共有されているということは、当訴訟の結果に関するマ州の利益を極小化しない。地球温暖化の結果として上昇した海は、マ州の沿岸陸地を既に飲み込み始めている。マ州は、沿岸の大部分を所有しているので、土地所有者としての資格で個別の損害を主張してきた。その損害は次世紀を通じてより深刻になるだろう。

b) 因果関係

合衆国の二酸化炭素総排出量の 3 分の 1 弱を占める運輸部門からの排出量は、それだけで EU、中国に次ぐ世界第三位に位置する。いかなる基準からみても、合衆国の自動車からの排出は温室効果ガス濃度と地球温暖化を十分に助長している。

c) 救済可能性

人為的気候変動に伴う結果は重大であり、救済の有効性が新車両による旧車両との交代の間は遅れるかもしれないという事実は本質的に重要でない。途上国の温室効果ガス排出が次世紀に大幅増となる態勢にあることも本件の検討を左右しない。合衆国国内の排出量の削減は、地球の他の場所で何が起こるかも、地球規模の排出量の増加ペースを遅らせるであろう。

少なくとも上訴人の争いのない宣誓供述書によれば、地球温暖化に伴う海面上昇はマ州を既に害し、害し続けるであろう。壊滅的被害の危険は遠いが現実のものである。そのリスクは、上訴人が求める救済が認められるならば、ある程度緩和されるだろう。それゆえ、上訴人は、EPA が行政規則制定を拒否したことを見合った原告適格を有する⁽⁹⁾。

(2) 本案審理

行政庁は、職責を遂行するために、限られた資源と人員の配分につき最善策の選択をなす広範な裁量権を有する (Chevron U.S.A. Inc., v. Natural

(9) 反対意見は、CAA も合衆国憲法も公人か私人かで異なる原告適格要件を設定していないと主張し、気候変動の影響の不確実性からマ州の損害を否定し、因果関係を否定し、途上国からの温室効果ガス排出量の増加を理由に救済可能性についても否定した。

Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837 (1984))。行政庁による法執行開始の拒否は、通常、司法審査の対象とはならない。しかし、行政庁の規則制定の拒否は、事実分析よりも法的分析を伴うものであり、公的説明をはじめとする特別の手続の対象となる。規則制定の拒否は（少なくとも本件においては）、請願の手続的権利を疑いなく持つ利害関係者による請願を、行政庁が拒否することから生じている。従って、規則制定の拒否は、極めて限定的ではあるが司法審査の対象となる余地がある。

a) EPA は、CAA 上、新車からの温室効果ガスの排出を規制する権限を有するか

温室効果ガスは CAA の「大気汚染物質」の広範な定義に十分に当てはまる (42 U.S.C. §7602 (g))⁽¹⁰⁾。

EPA は、CAA 制定後の連邦議会の態度が、温室効果ガスの排出規制をしないようにという命令を意味するとしている。しかし、たとえそのような連邦議会の態度が、不明瞭な法律の意味を明らかにする手がかりとなるとしても、EPA は、温室効果ガスを大気汚染物質として規制する権限を連邦議会が抑えようとした事實を、何ら示していない。気候変動をより理解するために省庁間の協力と研究を促す連邦議会の様々な行動は、公衆の健康を危険にさらす大気汚染物質を規制する行政庁の既存の権限と両立する。

連邦運輸省が燃費基準を設定しているからといって、EPA がその環境保護責任から逃れられることにはならない。EPA は公衆の健康と福祉を保護する責任を負い、それはエネルギー効率を促進する同省の権限とは完全に独立した法律上の義務である。

b) EPA が規則制定を拒否するために述べた理由は CAA に合致するか

CAA202条 (a) (1) は、EPA の規則制定のためには EPA による「判断」の形成を必要条件としているが⁽¹¹⁾、その判断とは、大気汚染物質が「公衆の健康や福祉を危険にさらすと合理的に予期される大気汚染を発生させるかそれを助長する」かどうかに関連していなければならない。

EPA は、合衆国国内の温室効果ガスの規制が、大統領による主要途上国と

(10) 反対意見は、CAA 上、「大気汚染物質」を解釈するための「大気汚染」の定義が曖昧であることから、Chevron 敬讓により、EPA の解釈が尊重されると主張した。

(11) 反対意見は、規則制定の請願が提出された場合に、EPA 長官が必ず「判断」を下すことを CAA は義務づけていないと述べた。

の排出規制の交渉力を弱めるとか、個々の自動車の排出規制が断片的で非効率な方法である、といった主張をしている。しかし、これらの政策的考慮は、温室効果ガス排出が気候変動を助長するかどうかに何の関係もない。まして、科学的判断を拒否するための正当化事由とはならない。EPAは、気候変動の不確実な諸要素を指摘することや、それゆえに現時点での規則制定をしないことが良策であると結論することによって、大気汚染から公衆を保護すべきCAA上の義務を避けることはできない。もし、温室効果ガスの問題が合理的判断を禁ずるほど科学的に不確実な問題であるのならば、EPAはそう言わなければならぬ⁽¹²⁾。CAA上の規則制定の問題は、温室効果ガスの危険性を認定するだけの十分な情報が存在するかどうかである。

このように、EPAの行為は、専断的、恣意的であり、法律に従っていなかった。差戻し後、EPAは、法律上の作為または不作為について、理由により根拠付けねばならない。

5 判例研究

(1) 本件の背景

合衆国は世界最大規模の二酸化炭素排出国であるが、ブッシュ政権は、2001年3月の京都議定書離脱表明をはじめとして、気候変動問題そして環境問題全般に対して消極的な立場を取り続けていた。一方、多くの州は、独自に、そして他州と協力しながら気候変動対策に積極的な姿勢を示している⁽¹³⁾。しかし、本件で問題とされた新車からの温室効果ガス排出規制に関しては、CAAがEPAに大気汚染物質の排出基準を定める権限を与えているために、州独自の基準を定めることが専占の法理により原則としてできない。ただ唯一カリフォルニア州（以下、カ州）が、CAA209条（b）（1）及び（2）に基づくEPAからの承認を条件とする、連邦基準よりも厳しい基準の適用が可能であるが⁽¹⁴⁾、未だEPAの承認を得るに至っていない⁽¹⁵⁾。本件は、連邦の気候変動

(12) 反対意見は、EPAが請願棄却理由の中でそう言っていたと判断した。

(13) 州・地方レベルの取組みについては、西村治彦・川村玲央「アメリカの連邦・州における国内排出権取引制度の胎動」ジュリスト1357号70頁（2008年）、岡崎雄太「米国の州・地方自治体の気候変動政策の最新動向について」環境研究146号74頁（2007年）が詳しい。

(14) カ州だけが、1966年3月30日よりも前に州独自の新自動車等からの排出基準を有していたことに基づく。42 U.S.C. §7543 (b) (1).

対策を推進させるための様々な訴訟のうち、初めて連邦最高裁に至ったものである⁽¹⁶⁾。

（2）本判決の評価

a) 原告適格について

原告適格の存否は、環境問題に関わる訴訟において主要な争点とされてきた⁽¹⁷⁾。連邦最高裁は原審同様、本件の原告の中からマ州を検討対象とした。法廷意見が気候変動の影響としての海面上昇による所有地への損害を主張する州の原告適格を「特別な配慮」を前提に認めたことは、係属中及び今後提起される気候変動関連訴訟へ大きな影響を与えるであろう。本判決は、そのような訴訟の原告として州を含めることで、原告適格の壁を乗り越えることを可能とするからである。

b) 本案審理について

判例上、行政法分野で法律について法文の意味が不明確な場合には、司法解釈ではなく行政解釈が尊重されてきたが（前掲 Chevron 判決（1984年）が判示した行政法への裁判所の解釈態度で Chevron 敬讓と呼ばれる）、行政規則の制定を不要とする法律解釈にまで裁判所は行政権に対し敬讓すべきかについては、必ずしも明確ではなかった。法廷意見は、行政庁による規則制定の拒否が司法審査の対象となりうると判断し、新車からの温室効果ガスの排出がCAAに規定される「公衆の健康や福祉を危険にさらす」かどうかの判断（危険性テストと呼ばれる）を EPA に要求し、同序の温室効果ガス排出規制権限を肯定した。本件では、EPA の規制権限が移動発生源からの温室効果ガス排出に及

(15) 2005年8月14日、カ州大気資源局は、カ州法である2002年自動車排ガス規制法（AB1943）に基づいて州内で販売される2009年モデルの乗用車・小型トラックからの二酸化炭素排出量を2016年までに30%削減することを義務付ける規則を制定し、施行のためにEPAに対してCAA209条（b）(1)及び(2)に基づく適用除外を要請した。しかし、同申請は2008年2月29日に棄却されている。73 Fed. Reg. 12156 (Mar. 6, 2008)。なお、同申請が承認されれば、カ州以外の州も、連邦基準に代えてカ州基準を適用することが可能であった。42 U.S.C. §7543 (b) (3)。

(16) 気候変動関連訴訟については、平尾禎秀「アメリカの司法における温暖化関連訴訟の動向」ジュリスト1357号80頁（2008年）が詳しい。

(17) 判例の展開について、拙稿「アメリカ環境保護団体の原告適格」小林弘明・岡本喜裕編著『東アジアの経済発展と環境』（日本経済評論社、2005年）を参照。

ぶとされたが、このことは、固定発生源からの温室効果ガス排出にも EPA の規制権限が及ぶとする司法判断が下される可能性があることを示唆する⁽¹⁸⁾。

c) その後

2007年9月14日、DC巡回区連邦控訴裁が、EPAによる規則制定拒否の決定を破棄して、本件はEPAに戻された⁽¹⁹⁾。ブッシュ大統領が、既に2007年5月14日に、自動車等からの温室効果ガス排出に関して連邦運輸省、連邦エネルギー省、EPAが協力して環境を保護するよう命ずる大統領命令⁽²⁰⁾を発していいたため、EPAは、他省との調整を図りつつ、温室効果ガスの危険性テストを行うこととなった。2008年7月11日、EPAは、CAAに基づく温室効果ガス排出規制に関する規則制定案先行公示を行い、パブリックコメントの募集を11月28日に締め切ったところである⁽²¹⁾。

(大坂恵里)

(18) 一例として、2008年8月25日、ニューヨーク州司法長官が、EPAを被告として、石油精製企業からの温室効果ガスの排出規制を怠っていると主張して、CAAに基づく訴訟をDC巡回区連邦控訴裁に提起した。原告には11州、DC、ニューヨーク市が加わっている。Cuomo Files Lawsuit to Force Bush EPA to Control Global Warming Pollution from Big Oil Refineries, http://www.oag.state.ny.us/media_center/2008/aug/aug25b_08.html (last visited Sept. 15, 2008).

(19) 249 Fed. Appx. 829; 2007 U.S. App. LEXIS 22174 (2007).

(20) Exec. Order 13432, 72 Fed. Reg. 27717 (May 16, 2007).

(21) Advance Notice of Proposed Rulemaking: Regulating Greenhouse Gas Emissions under the Clean Air Act, 73 Fed. Reg. 44354 (Proposed July 11, 2008).